指定建築物廃棄物管理責任者 様

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

# 「事業系一般廃棄物に係る減量等計画書」の提出について

日頃より、廃棄物の減量・資源化の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度におきましても下記のとおり、「事業系一般廃棄物に係る減量等計画書」(以下、「減量等計画書」と表記)を作成のうえ、ご提出ください。

記

#### 1. 受付期間及び期日

4月1日(受付開始)~5月31日(条例に定める期日)

### 2. 提出方法

- (1) 届出システム(入力フォーム)で提出
  - ・下記ホームページから届出システム(入力フォーム)で入力して送信してください。
  - ・受付後、メールでお知らせします。
  - ・控えはでませんので、受付確認後2週間以内を目途に、減量計画書のPDFを送信いたします。

#### (2) 郵送での提出

- ・下記ホームページにて様式をダウンロードし、令和5年度実績と令和6年度計画を記入して下記【郵送先】 に郵送ください。
- ・郵送による提出で受付印を押印した控えが必要な場合は、減量計画書を2部と切手を貼った返信用封筒を同 封してください。

#### 【郵送先】

〒651-0086

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2F 環境局事業系廃棄物対策課 宛

## 3. 問い合わせ先

環境局事業系廃棄物対策課 減量計画書担当

TEL:078-595-6186

# 4. 「減量等計画書」等の提出に関する留意事項

(1)提出(所有)者について

「減量等計画書」及び「廃棄物管理責任者選任(変更)届」を提出できるのは以下の方です。

- ①指定建築物の所有者
- ②建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有して使用している方
- ③建築物所有者からその建築物の包括的な管理権限を与えられている方
- (2) 事業系一般廃棄物に関してのみ記入してください(産業廃棄物は含めないでください)。
- (3) 記入例、各種コード表については、ホームページに掲載している、「事業系一般廃棄物に係る減量等計画書 作成の手引き」をご確認ください。

## 5. その他

(1) 廃棄物管理責任者に変更がある場合(変更日より14日以内)

「事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者選任(変更)届」を届出システム(入力フォーム)もしくは 郵送にてご提出ください。

(2) メールアドレスの登録・変更

本市からのお知らせは、原則メールで行っていますので、郵送で手続きをされている廃棄物管理責任者に おいては、メールアドレスの登録をお願いします。

件 名:「廃棄物管理責任者 E メールアドレス登録」

本 文:「指定建築物番号」「建築物の名称」「管理責任者の氏名」「連絡先(電話番号)(Eメールアドレス)」を記載

送信先: <u>ippai-daikibo@office.city.kobe.lg.jp</u>

(3) 届出等詳細につきましては

神戸市ホームページより、「大規模事業所に係る減量等計画書」と検索し、ご確認ください。

# 届出システムを利用してペーパーレスの推進にご協力お願いします。

- 〇利用事業者約8割
- ○面倒な事前登録手続き不要!
- ○届出システム活用のメリット
  - ・郵送事務の負担軽減!コスト削減!
  - ・ペーパーレス化に寄与。PDF データでお返し!
  - ・昨年度報告したごみの排出量や計画量の入力値が呼び出せるため便利!



楽で便利な入力フォーム みんなつこうてなぁ~

